資料4

ペットフードをめぐる情勢

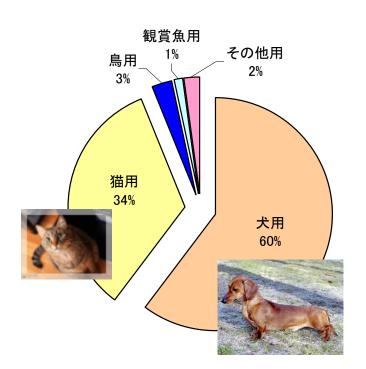
平成19年8月20日 農林水産省 環 境 省

目次

	(ページ)
1. ペットフードの種類	1
2. ペットフードの需給及び供給体制	2
3. ペットの飼養状況	5
4. ペットフードへのメラミン混入問題の経緯	7
5. ペットフードの安全確保に関する諸外国の状況	9
6. ペットフードの安全確保に関する我が国の状況	10

1 ペットフードの種類

- ペットフードは、対象となるペットの種類、給与の目的などによって分類できる。
- □ ペットの種類別シェア (出荷量ベース、平成17年度)
- □ 給与の目的に着目した分類 □ 水分含量等による分類 (犬・ねこ用)
 - (犬・ねこ用の例)



総合栄養食	それだけでペットの 栄養をまかなえる 製品
間食	おやつとして与える 製品
その他の目的食	特定の栄養の調整、 カロリーの補給、嗜 好増進などを目的 として与える製品

ドライ	水分10%程度で、発泡 処理されたもの。
ソフトドライ	水分25~35%程度で、 発泡処理されたもの。
セミモイスト	水分25~35%程度で、 発泡処理されていないも の(ジャーキー等を含む)。
ウエット	水分75%程度のもの。
その他	ビスケット、ガム、干し肉、 骨製品等で上記以外のも の。

総出荷量 80万トン

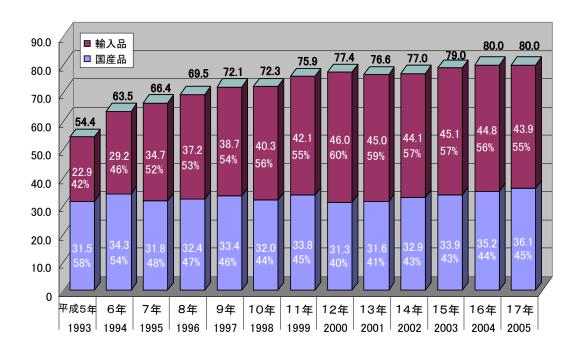
市場規模 2,500億円

資料: 平成17年度ペットフード産業実態調査(ペットフード工業会)

2 ペットフードの需給及び供給体制

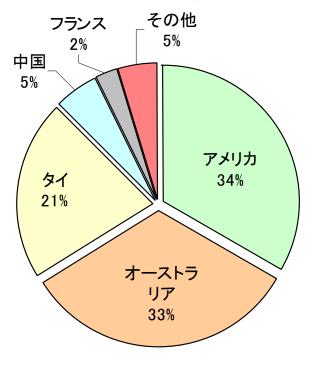
(1)ペットフードの需給

- ペットの飼養拡大に伴い、ペットフードの市場規模は年々拡大。
- ペットフードの55%が輸入品、45%が国産品。 平成17年度の国別輸入については、アメリカ、オーストラリアが各々3割強、 タイが2割、続いて中国、フランスの順となっている。
- □ ペットフード出荷数量の推移(単位:万トン、年度ベース)



資料:ペットフード産業実態調査(ペットフード工業会)





輸入量全体 約44万トン

(2)ペットフードの供給体制

● ペットフードの製造、輸入、販売企業は自社での生産の他、国内外の企業への製造委託、海外企業の日本法人又は代理店としての輸入によってペットフードを供給している。

区分	企業数	割合
国内に自社工場を有する	33社	49%
輸入実績なし	19社	28%
輸入実績あり(海外企業に製造委託)	14社	21%
国内に自社工場を有さず	34社	51%
輸入実績なし(国内他社に製造委託)	5社	7%
輸入実績あり	29社	43%
海外企業に製造委託	15社	22%
海外ブランドの日本法人又は代理店	14社	21%

注:平成17年度ペットフード産業実態調査(ペットフード工業会)において回答のあった、ペットフードの製造、輸入及び卸売を行っている企業(67社)について整理した。

(参考) ペットフードに関する団体の概要

ペットフード工業会

設 立:昭和44年10月

概 要:国内でペットフードを製造、販売する企業で構成される任意団体。

ペットフードの安全性の確保、製造技術・品質の向上、ペットの

正しい飼育に関する情報発信に取り組んでいる。

会員数:64社(正会員41社、賛助会員23社)

● ペットフード公正取引協議会

設 立:昭和49年10月

概 要:「ペットフードの表示に関する公正競争規約」及び「ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の円滑かつ適正な運営を通じ、公正な競争の確保と消費者保護に取り

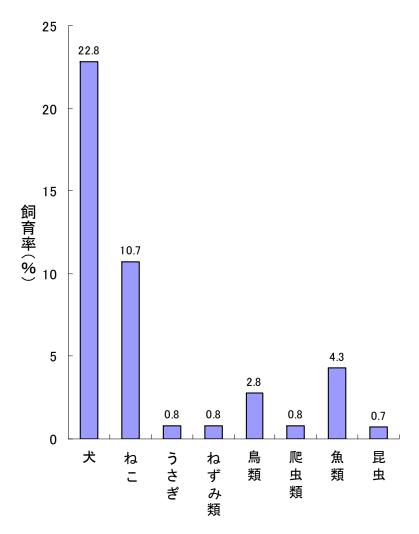
組んでいる。

会 員 数:44社

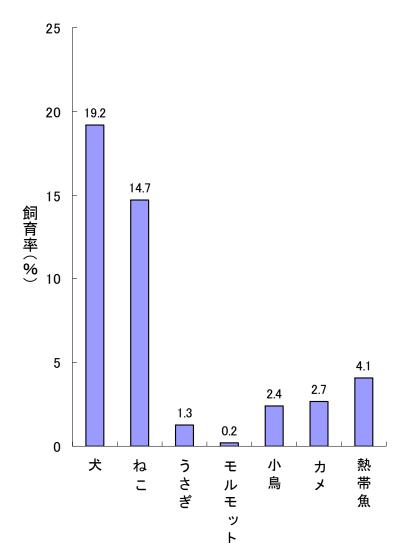
3 ペットの飼養状況

(1)ペットの飼育率(飼育している世帯の割合) いずれの調査においても、犬、ねこの割合が大きい。

□ 世論調査(平成15年)



□ ペットフード工業会・全国飼育率調査(平成18年)



(2)犬、ねこの飼育率及び飼育頭数の推移 犬、ねこともに、近年、飼育率が概ね増加傾向にある。

年	飼育率		飼育世帯あた りの平均頭数	
	犬	ねこ	犬	ねこ
平成18年	19.2%	14.7%	1.3頭	1.7頭
平成17年	19.4%	14.9%	1.4頭	1.9頭
平成16年	18.8%	15.1%	1.3頭	1.8頭
平成15年	18.3%	12.4%	1.3頭	1.6頭
平成14年	16.7%	10.7%	1.2頭	1.6頭
平成13年	17.3%	10.8%	1.2頭	1.7頭

飼育頭数の推移(推計) (単位:千頭) 30000 25,165 24,546 24,093 25000 19,224 17,384 20000 16,642 飼養頭数推 12,457 13,068 12,089 15000 11,137 9,867 9,523 計 10000 12,457

11.636

16年

17年

8,087

15年

7,119

14年

7,517

13年

5000

12,097

18年

資料:ペットフード工業会・全国飼育率調査

■犬ねこ合計

=ねこ

4 ペットフードへのメラミン混入問題の経緯

(1)米国におけるメラミン混入によるリコール

- 米国においてメラミンが混入した中国産小麦グルテンを用いたペットフードによって、犬やねこに健康被害が生じ、ペットフード各社が製品の回収を開始。
- 問題の小麦グルテンを製造した中国の企業が特定されたが、さらに、 コメ濃縮たん白についても、メラミンの混入が明らかになった。
- そのため、FDA(米国食品医薬品局)は、<u>中国産植物性たん白質に輸</u> 入時検査を課し、その安全が確認されない場合はその輸入を禁止。
- なお、メラミンは、有機化合物の一種であり、通常は飼料原料として用いられることはないが、今回は中国の企業が小麦グルテン中のたん 白質を多く見せかけるために、メラミンを少量混ぜたものである。
 - 注)メラミンとは、日用品に利用されることが多いメラミン樹脂の主原料となる有機化合物であり、N(窒素)を多く含む。

(2)我が国における対応

- 米国におけるペットフードへのメラミン混入の情報を入手したため、本年4月より、農水省から飼料及びペットフード関係団体に対して、<u>注意喚起を</u>促すために情報提供を開始。
- 正規代理店を通じて一部リコール対象品が輸入されていたことが明らかになったが、当該代理店は米国の輸入元からの情報提供があったため、ホームページを通じた告知を行うとともに、回収作業を速やかに開始。
- 5月には、事件拡大の様相が見られたため、ペットフードの安全確保に関する直接的な法規制のない状況の下、農水省からペットフード、飼料及び畜産関係団体に対して、中国産植物性たん白に関する事前の検査及び混入が確認された場合の使用自粛等を促す通知を発出。
- さらに6月には、正規代理店を通さない、いわゆる並行輸入されたドッグフードの中に、リコール対象品が含まれていたことが明らかになったため、農水省からペットフードの製造輸入、流通関係者に対して、製品の輸入・販売に当たっては、リコール対象品となっていないことの確認を促す通知を発出。(消費者団体にも同様に情報提供)
- ひお、これまでのところ、リコール対象品に起因するペットの健康被害に 関する報告はない。

5 ペットフードの安全確保に関する諸外国の状況

本ページは、第3回研究会の資料7に沿って修正しました。

	米 国	カナダ	オーストラリア	E U	日本
法規制 (※)	 連邦政府の2 段階による法規制。 連邦政府と州政府の2 段階による法規制。 連邦政府は、「連邦法」に 報点を主動を を会から、ペットに では を会がの を対した を対した を対した が作成した は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	● ペットフードのない。 ・ペットフードのない。 ・なにはない。 ・なにはない。 ・ないたのではない。 ・ないたのではない。 ・ないたのではないできる。 ・ないたのではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ないのではないではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ないのではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではないできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるできる。 ・ではいるではいるではいるではいるではいるできる。 ・ではいるではいるではいるではいるではいるではいるできる。 ・ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる	● ペットフードの安全確保について、連邦政府による法規制はない。	● 人の生命・健康 の保護、消保の の利益の制造し、動を 目的とは、動物を はたるないで に合って がおいて の規則 (Regulation)及 び指令 (Directive)等に 基づき法規制。	● ペットフードの 会権制は ・ペットフードの ・ペットフードの ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートで ・スポートの ・スポートで ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス ・ス
法規制 以外の 主な 組み		 ● 行政の主導で、「ペットフードの表示と広告に関するがイドライン」を作成。 ● PFAC(カナダペットフード協会)がペットフードの原料、栄養、表示設定。 	 ● 行政の主導で、「ペットミートの衛生産のための基準」を作成。 ● FIAA(オーストラリアペットフードの原料、栄養、表示等の原料、栄養基準を設定。 	●FEDIAF(欧州ペットフード工業会連合)が「安全なペットフードの製造に関する実施基準」等を策定。	● ペットフード工業 会が「安全なペットフードの製造に 関する実施基準」 を策定。

6 ペットフードの安全確保に関する我が国の状況

(1) 動物愛護管理法における規定

- 本法は、「<u>動物の虐待の防止</u>、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を 定めて国民の間に<u>動物を愛護する気風を招来</u>し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵 養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び 財産に対する侵害を防止すること」を目的として制定。
- 第7条では、<u>動物を適正に飼養し、その健康及び安全を保持するよう努めることを動物の所有者又は占有者の責務</u>とし、さらに、第44条では、「<u>みだりに給餌又は給水をやめる</u>ことにより衰弱させる等の虐待」に対する罰則規定を設けているが、<u>ペットフードの安全確保全般についてまでは規定していない</u>。

(2) 飼料安全法における規定

- 本法は、「飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、<u>飼料の安全性の確保及び品質の改善</u>を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること」を目的として制定。
- 飼料の安全確保に関する基準・規格の設定、有害物質を含む飼料等の製造・輸入・販売の禁止及び製造業者等に対する立入検査等を規定。
- ただし、本法の規制対象は、家畜等(家畜及び養殖水産動物)の飼料に限定されており、 ペットフードは規制対象となっていない。

(3) ペットフード工業会による取組み

技術安全委員会を中心にペットフードの安全確保に関する種々の取組みを推進。

- ペットフードの安全性及び品質規格に影響する関連技術情報の収集と会員に対する 啓発
 - 主要国におけるペットフード中の残留農薬、重金属などに関する基準のリストを 作成・配布
 - 主要国においてペットフードに使用されている食品添加物及び飼料添加物のリストを作成・配布
 - ペットフードに使用されている原材料の安全性に関する調査・情報提供
- 「安全なペットフードの製造に関する実施基準」の策定と普及の推進

18年4月、業界の自主基準として「安全なペットフードの製造に関する実施基準」を策定するとともに、国内外の製造業者に対してその普及を推進。

- HACCP手法を利用した危害分析と重要管理点の設定
- ISO9000をモデルとした品質マネージメントシステムの構築
- ペットフードの設計、原料購買、製造、輸送・保管及びトレーサビリティの確保等に関する管理基準

(参考1)動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)の概要

目 的

- ○【愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養
- ○【管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害防止

基本原則

- ○「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う

動物の飼い主の責任

動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者の規制

業者の都道府県等への登録、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、

登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令等

周辺生活環境の保全

多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者への改善勧告、命令

特定動物(危険な動物)の飼養規制

法律に基づく都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

犬及びねこの引取り等

犬ねこの都道府県等による引取り、負傷動物等の収容

国や地方公共団体の取組

学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間の実施、

動物愛護管理基本指針(環境大臣)や動物愛護管理推進計画(都道府県知事)の策定、動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

罰則

愛護動物(犬・ねこ・牛等の家畜家禽、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類)の殺傷、遺棄等の罰則、命令違反に対する罰則

(参考2) 飼料安全法の概要

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

●目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等を行うことにより、 飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつ て公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に 寄与

●定義

•家畜等:牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、みつばち、

養殖水産動物等31種類

•飼料:家畜等の栄養に供することを目的として

使用される物

●安全性の確保

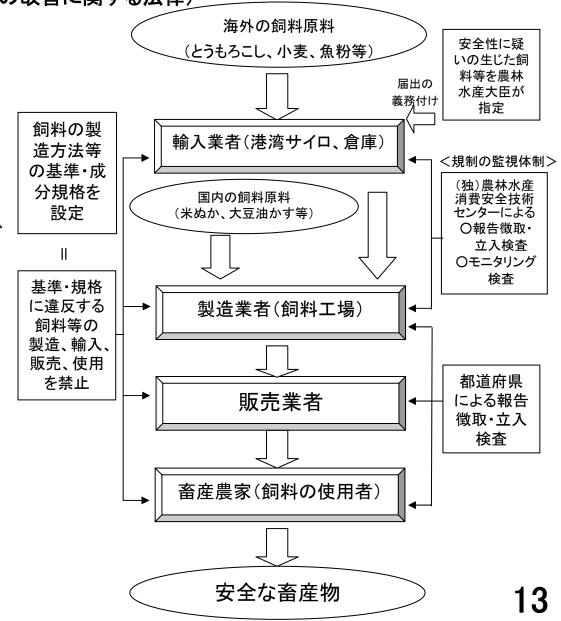
国が規格及び基準を設定し、これに合致しない飼料等の製造・輸入等の禁止、有害物質を含む飼料等の製造・輸入等の禁止及び廃棄命令

●品質改善

公定規格及び表示基準の設定、表示の指示、 検定機関の登録

●その他

製造・輸入・販売業者の届出、報告の聴取、立入検査等



(参考3) 我が国におけるペットフードの表示に関する規制

ペットフードについては、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、ペットフード公正取引協議会が公正取引委員会の認定を受けた「ペットフードの表示に関する公正競争 規約」を定め、適正な表示に努めている。

規約の概要

- ① ドッグフード又はキャットフードである旨: 「ドッグフード」、「キャットフード」、「愛犬用」、「猫用おやつ」等の言葉で表示
- ② ペットフードの目的:給与の目的に応じて、「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」のいずれかがわかるよう表示
- ③ 内容量:正味量をグラム、キログラムなどの単位で表示
- ④ 給与方法:ペットの年齢や体重に応じた給与量や回数等を表示
- ⑤ 賞味期限又は製造年月日
- ⑥ 成分:粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、水分の重量比を%で表示
- ⑦ 原材料名:主要な原材料を使用量の多い順に記載
- ⑧ 原産国名:ペットフードの最終加工が行われた国名を表示
- ⑨ 事業者の氏名又は名称及び住所